

(総務委員会)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成十八年度一般会計補正予算により同年度分の地方交付税が増加されたことに伴い、当該増加額(二兆千四百二十五億円)について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を五千三百三十六億円償還するとともに、調整額の復活のため普通交付税の増額(八百八十一億円)を行った上で、残余の額(一兆五千二百八億円)を同年度内に交付しないで、平成十九年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。